

第8期介護保険事業計画の「取組と目標」にかかる評価（中間評価・最終報告）

2.【隠岐広域連合】

(1)取組と目標					(2)自己評価			運営協議会 評価
テーマ	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標(事業内容・指標等)	計画における参照箇所	実施内容	自己評価結果	課題と対応策	
1.官民協働体制の構築	「隠岐圏域地域包括ケアシステムの推進に係る提案書」を発行し、関係機関へ広く提案した。また、専門学校等との協定を継続し、人材確保事業に取り組んでいる。 意見交換会やヒアリングを行い、事業所が抱える人材確保等の課題抽出や情報共有を図っている。一方で、各町村との連携強化を図る必要があり、隠岐圏域が一体となった事業推進体制の構築が必要。	①隠岐圏域地域包括ケアシステム推進委員会の開催 ②事業所意見交換会及び個別ヒアリングの開催 ③介護人材ストック事業	①-1 3回/年 ①-2 町村担当者会議 ②-1 意見交換会4回/年 (構成町村各1回) ②-2 個別ヒアリング22ヶ所/年 ↓ 個別ヒアリング23ヶ所/年 ③ 2ヶ所/年	第8章 介護人材の確保及び介護給付の適正化 第1節 地域包括ケアシステムを支える人材の確保 1.官民協働体制の構築 87・88ページ	①-1隠岐圏域地域包括ケアシステム推進委員会R3:3回、R4:3回(5月24日、7月26日、2月8日)、介護人材実態調査(23事業所/23事業所)、在宅介護実態調査(13事業所/13事業所) 隠岐圏域地域包括ケアシステム構築の推進に係る研修会R3:9月、R4:11月開催 ①-2町村担当者会議(5月17日、10月5日、2月20日) ②-1意見交換会は、新型コロナの状況もあり、R3:未実施、R4:未実施 ②-2個別ヒアリングR3:23/23事業所、R4:15/23事業所 ③五箇地区(ふれあい五箇:5名、愛宕会:0名)、有木地区(ふるさと工房)で新たに計画中	自己評価:【A】 概ね事業計画通り。 ①計画通りに実施できている。令和4年度は改めて実態調査も実施した。また、町村との連携を強化するため、担当者会議も開催している。 ②必要に応じて事業所の訪問やweb会議を用いたヒアリングを行っている。事業所との意見交換をR5年度に2回(5月及び2月)予定している。 ③ふれあい五箇においては募集人員を満たした。一方愛宕会ではまだ応募がないため継続募集。新たに有木地区で事業を開始予定。開始に向け、ふるさと工房と協議を進めている。	【課題】 五箇地区のストック事業では1事業所に応募が集中している。 【対応策】 昨年度行った研修会講師を推進委員会アドバイザーとして迎え、継続的に関わっていただいている。 五箇地区でのストック事業では広報活動を継続する。また、有木地区での事業を進めるにあたり町と連携を強める。	A
2.介護職員に限らない人材確保	無料職業紹介事業所として事業所の求人求職相談窓口を設置しているが、相談がなく就労につなげていない。 知夫村で介護に関する入門的研修を実施。就労意向のある修了者がいかなかったため就労には至らなかった。 隠岐の島町五箇地区を対象に介護人材ストック事業をモデル的に導入した。	①隠岐広域連合無料職業紹介事業 ②介護に関する入門的研修 ③介護人材ストック事業〔再掲〕 ④ジョブフェア等への参加及び企画	①事業所紹介及び求人情報を隠岐広域連合HPに掲載。また、Facebookの活用。 ②2回/年 ④3回/年	第8章 介護人材の確保及び介護給付の適正化 第1節 地域包括ケアシステムを支える人材の確保 2.介護職員に限らない人材確保 89・90ページ	①R3:求人18件、相談1件、採用0件 R4:求人18件、相談0件、採用0件 ②R3:未実施、R4:隠岐の島町五箇地区で7月5日～7月15日の期間に実施(11名受講し5名修了) ④新型コロナの状況もあり、資料設置のみで対応 R3:2回(6月5日、9月3日、4日)R4:3回(4月23日、5月28日、9月10日) 事業所PRブックの配布(135部)	自己評価:【A】 概ね事業計画通り。 ①求人情報は定期的に更新されてはいるが、求職相談がほとんどない。HPやSNSなどの更新を定期的に行い、広報活動に努めている。 ②昨年度延期となった入門的研修については、ストック事業と絡めて行えた。教員講習会修了者が初めて講師として参加した。 ④ジョブフェアについては、新型コロナの関係もあり、オンライン開催がメインとなっている。介護事業所をPRする広報誌を作成し、関係機関へ配布している。	【課題】 求人に対する求職相談が圧倒的に少なく、人材不足の解消に至っていない。特に不足しているのは介護支援専門員や看護師といった専門職員と介護職員と同じく変則勤務が必要な調理員となっている。 【対応策】 SNSやHPなどのインターネットを町村ともリンクさせるなど、幅広く情報発信できるよう活用していく。また、海士町が実施している専門学校との交流事業を隠岐4町村へ拡大できないか検討を進める。	A
3.介護人材の離職防止及び育成の推進	介護福祉士実務者研修教員講習会を実施し、地元指導者の養成を行っている。しかし、受講ハードルが高く、受講生が集まりにくい。 介護福祉士実務者研修は専門学校等が引き続き実施している。今後も専門学校等と連携し、事業所のニーズに合わせた研修を実施する。	①介護福祉士実務者研修教員講習会 ②各種専門研修	①15人/年 ↓ 5人/年 ②1回/年	第8章 介護人材の確保及び介護給付の適正化 第1節 地域包括ケアシステムを支える人材の確保 3.介護人材の離職防止及び育成の推進 91・92ページ	①R3:6名、R4:3名修了。 ②-1介護福祉士実務者研修R3:6名修了、R4:7名修了 ②-2介護支援専門員更新研修や指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される管理者研修等のオンラインないしは隠岐圏域内での開催に向けて島根県と協議を継続。	自己評価:【A】 概ね事業計画通り。 ①教員講習会は大部分をオンライン化するとともに、日程にゆとりを持たせることで事業所が参加しやすい環境づくりに努めている。 ②実務者研修はR3:隠岐の島町、R4:海士町で開催。受講案内など必要に応じた支援ができるよう、関係機関と連携している。また、各種研修のオンライン化や隠岐圏域内での実施に向けた協議を継続して行っている。また、教員講習会修了者がR4の実務者研修に補助的な役割で参加した。	【課題】 教員講習会への参加者が少ない。事業所としても人材不足の中で、研修へ職員を派遣するという行為自体が難しい状況である。 各種研修のオンライン化や隠岐圏域内での実施に向けた協議では、前向きに検討いただいているものの県の委託先との調整などに時間が掛かっている。 【対応策】 持続可能な人材養成プログラムが無ければ隠岐の介護を維持していくことは困難であることを理解してもらう必要がある。そのためにも事業所意見交換会などを行う。また、教員講習会修了者がさらに活躍できるようにフォローアップも含めて検討していく。 引き続き各種専門研修等の隠岐圏域での開催等に向けて、島根県との協議を継続し、具体的な課題を解決しながら調整していく。	A

(1)取組と目標					(2)自己評価			運営協議会 評価
テーマ	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標(事業内容・指標等)	計画における参照箇所	実施内容	自己評価結果	課題と対応策	
4.福祉教育の推進	県社協や町社協と協働し、高等学校向けの福祉教育プログラムである福祉ガイドランスや中学校向けの介護の基礎的講座を企画。各学校の要望に合わせて実施している。引き続き介護の本質を理解してもらえよう関係機関と連携していく必要がある。	①福祉ガイドランス	①-1 福祉ガイドランス2ヶ所/年 ①-2 介護の基礎的講座4か所/年 ①-3 介護の職場体験事業2ヶ所/年	第8章 介護人材の確保及び介護給付の適正化 第1節 地域包括ケアシステムを支える人材の確保 4.福祉教育の推進 93・94ページ	①-1福祉ガイドランスR3:隠岐高校(11月18日)、R4:隠岐高校(11月予定→コロナ拡大により中止) ①-2介護の基礎的講座R3:隠岐の島町内4校、R4:隠岐の島町内4校で実施。 ①-3介護の職場体験事業(未実施) ※島前については、役場と社協が連携し、町村ごとに取り組んでいる。	自己評価:【A】 概ね事業計画通り。 ①-1直前に中止となったが、学校側と連携はとれていた。 ①-2隠岐の島町社協と町内事業所が連携し、介護の基礎的講座を実施。 ①-3介護の職場体験事業はコロナ禍ということもあり実施できていない。	【課題】 高校生向けの福祉ガイドランスについては広域連合と学校とで調整し、隠岐の島町社協と共同で行っているものの、進路に向けたカリキュラムのような仕組みとしては確立できていない。また、制度説明がメインとなっており、福祉の魅力発信はできていない。 【対応策】 福祉教育の中高一貫性を仕組みとして確立することで、福祉の魅力発信ができるような体制の構築に向けて事業整理を行う。また、圏域内の状況が把握できるよう、社協との連携を強化する。	A
5.要介護認定の適正化	認定調査及び介護認定審査会における要介護(要支援)度判定の平準化に努め、研修や合議体の再編成を行っている。審査内容に差が生まれないよう引き続き実施する必要がある。	①認定調査結果の点検 ②合議体の再編成 ③介護認定審査会委員及び認定調査員研修の開催	①認定調査結果の全件点検 1,800件/年 ②2回/年 ③認定審査会委員研修 1回/年 認定調査員研修 1回/年	第8章 介護人材の確保及び介護給付の適正化 第2節介護給付適正化の取り組み 2. 要介護認定の適正化 104ページ	①認定調査結果の点検を行い、主治医意見書やマニュアルとの差異が感じられた場合には調査員に対し聞き取りを行った。 R3 認定件数:1,442件/年 R4 認定件数:1,355/年 ②合議体の編成 R3:4月・10月実施 R4:4月・10月実施 ③R3:認定審査員の新任研修を4月に実施。(参加者1名) R4:認定審査員の新任研修を4月に実施(参加者2名) R3:認定調査員の新任研修を5月に実施。(参加者17名) R3:認定調査員現任研修については11月8日～11月22日にかけて動画配信での研修を実施した。(参加者56名) R4:認定審査員現任研修については11月1日～11月30日にかけて動画配信により実施 (対象者26名→参加者24名) R4:認定調査員の介護認定適正化事業eラーニングシステムを使った「全国テスト13」「令和4年度重点問題集」の受講 (対象者50名→参加者32名)	自己評価:【A】 全件点検を行った。認定有効期間延長のため計画値より認定件数が減っている。 研修は事業計画通りに実施できた。	①調査結果の全件点検を実施し、必要に応じて聞き取りを継続。 ②合議体の再編成、年2回を継続。 ③新任研修については、依頼に応じて保険者での対応を継続、R4新任の認定調査員がいなかったため実施していない。また、現任研修については、外部講師による審査会委員研修、調査員研修を隔年で計画する。 併せて、動画配信・eラーニング等を使った多様な研修方法を検討していく。	A
6.ケアプラン点検の実施	質の高いケアマネジメントの確保のため、隠岐地域介護支援専門員協会と連携し、研修会やケアプランの点検を実施している。引き続き実施する。	①ケアマネジメントに関する研修会の開催 ②ケアプラン点検	①1回/年 ②R3:115件/年⇒54件 R4:154件/年⇒78件 R5:115件/年	第8章 介護人材の確保及び介護給付の適正化 第2節介護給付適正化の取り組み 3. ケアプラン点検の実施 105ページ	①令和3年度:小規模多機能型事業所を対象としたライフサポートプランに関する研修会、主任ケアマネを対象としたケアプラン点検研修会を実施(令和3年11月実施) 令和4年度:新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、研修会は開催せず、代わりに「適切なケアマネジメント手法実践セミナー」(動画配信)受講に関する案内を行った。 ②委託によりケアプランの点検を実施。 令和3年度:51件 令和4年度:87件	自己評価:【A】 概ね事業計画通りに実施できたが、研修会については新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため開催できなかった。	①研修会については、ケアマネ協会と共催開催を継続することで、資質と専門性の向上を図っていく。 ②プラン点検については、ケアマネ協会への委託を継続し、引き続き連携を図っていく。	A

(1)取組と目標					(2)自己評価			運営協議会 評価
テーマ	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標(事業内容・指標等)	計画における参照箇所	実施内容	自己評価結果	課題と対応策	
7.住宅改修・福祉用具等に関する 審査の適正化	住宅改修については、利用者の 状態及び住環境から、必要性・妥当 性等を点検及び審査。施工後には 事前申請と相違ないことを点検及び 審査。福祉用具購入、貸与につい ては、必要性や貸与要件に合致し ているか点検及び審査している。引 き続き実施する。	①住宅改修の点検 ②福祉用具の点検	①施工前 写真での点検120件 訪問点検2件 施工後 写真での点検120件 訪問点検1件 ②購入 提出書類での点検120件 訪問点検1件 貸与 確認依頼書での点検35件 訪問点検1件	第8章 介護人材の確保及び介護 給付の適正化 第2節介護給付適正化の取り組み 4.住宅改修・福祉用具等に関する 審査の適正化 106ページ・107ページ	①必要に応じて電話確認及び、現 地確認を行った。また、適切な支給 が行われるよう、関係事業所へ制度 理解の周知を行った。 ①住宅改修 R3:施工前 写真点検114件 訪問点検1件 施工後 写真点検118件 R4:施工前 写真点検104件 訪問点検1件 施工後 写真点検95件 ②福祉用具購入・貸与 R3:購入 提出書類点検134件 貸与 確認依頼書点検25件 R4:購入 提出書類点検135件 貸与 確認依頼書点検36件	自己評価:【A】 概ね事業計画通りに実施できた。	住宅改修及び福祉用具購入・貸与 について、適正な支給につながるよ う、必要に応じた電話確認や現地確 認、制度理解の周知を継続してい く。	A
8.縦覧点検・医療情報との突合	国保連への委託により実施しており、 保険者による実施は年1回のみ となった。引き続き国保連へ業務委 託し、定期的な活用を行い、介護給 付の適正化につなげる。	①国保連への委託 ②縦覧点検関連帳票の点検	② 2回/年	第8章 介護人材の確保及び介護 給付の適正化 第2節介護給付適正化の取り組み 5.縦覧点検・医療情報との突合 108ページ	②縦覧点検関連帳票の6帳票全 ての点検を年1回実施。また、実地指 導前の参考として帳票を活用。	自己評価:【A】 概ね事業計画通りに実施できた。	国保連への委託を継続し、保険者 による帳票の活用は計画的に実施 していく。	A
9.介護給付費通知	サービスを受ける利用者に対して 通知を行い、適切なサービス利用に 対する自覚を促すことで、事業者に よる不正請求等の防止に努めている。 引き続き実施する。	①給付費通知の送付	①2回/年	第2節介護給付適正化の取り組み 6.介護給付費通知 109ページ	①介護給付費通知書に説明文書を 同封し通知した。 令和3年度:7月、12月 令和4年度:7月、12月	自己評価:【A】 事業計画通りに実施できた。	今後も継続して年2回発送する。	A
10.地域密着型サービス事業者及び 居宅介護支援事業者の質の向上	実地指導、集団指導並びに研修 会を開催し成果も見られている。今 後も継続して実施することで、算定 要件が複雑な加算や制度改正等につ いて理解を深めていただくよう支 援する。	①運営指導 ②集団指導 ③研修会	① 令和3年度 5事業所/年 令和4年度 5事業所/年 → 8事業所/年 令和5年度 6事業所/年 → 4事業所/年 ② 1回/年 ③ 1回/年	第8章 介護人材の確保及び介護 給付の適正化 第2節介護給付適正化の取り組み 7.地域密着型サービス事業者及び 居宅介護支援事業者の質の向上 110ページ	①運営指導はR3年度に5事業所、 R4年度に8事業所を実施済み。 ②R3年度:新型コロナウイルス感染 症拡大防止の観点より、ホームペ ージでの資料配布(R4年3月) R4年度:オンライン開催(R5年3月) ③令和3年度は11月に小規模多機 能型事業所を対象としたライフサ ポートプランに関する研修会、主任 ケアマネを対象としたケアプラン点 検研修会を併せて実施。令和4年 度は新型コロナウイルス感染症拡 大防止の観点より、研修会は行わず、 「適正化の手引き」を事業所に配布 した。	自己評価:【A】 事業計画通りに実施できた。	取得要件が複雑な加算や制度改正 等について、運営指導や集団指 導、研修会を通じて理解を深めてい ただき、事業者の質の向上、適正な 運用に務める。	A

【評価の基準】

A・・・概ね事業計画通りの事業が達成出来そうである。

B・・・一部事業計画通りの事業が達成出来そうもない。

C・・・ほとんど事業計画通りの事業が達成出来そうもない。

※新型コロナウイルスにより未実施となっているものは評価からは除外